

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を
改正する議定書

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びミャンマー連邦共和国政府は、

千九百七十二年二月一日にヤンゴンで署名された航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定（以下「協定」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定中「ビルマ連邦」を「ミャンマー連邦共和国」に改める。

第二条

協定第一条1(b)を次のように改める。

(b) 「航空当局」とは、日本国にあつては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ミャンマー連邦共和国にあつては運輸省管下の民間航空局又は運輸省が現在遂行している任務を遂行する権限を与えられる

人若しくは機関をいう。

第三条

- 1 協定の正文（英語）第二条1及び2、第四条、第七条、第十条並びに第十一条中「designated airline」を「designated airlines」に改める。
- 2 協定の正文（英語）第二条3中「airline」を「airlines」に改める。
- 3 協定第三条1中「一の航空企業」を「一又は二以上の航空企業」に改める。
- 4 協定の正文（英語）第三条2中「airline designated」を「airline or airlines designated」に改める。
- 5 協定の正文（英語）第三条3から5までの規定中「the airline designated」を「an airline designated」に改める。
- 6 協定の正文（英語）第三条4及び6、第五条1及び2並びに第八条2中「the designated airline」を「a designated airline」に改める。
- 7 協定の正文（英語）第七条中「provides」を「provide」に改める。

8 協定の正文（英語）第九条2(a)中「between the designated airlines」を「by the designated airlines」に改める。

9 協定の正文（英語）第十条中「that airline」を「those airlines」に改める。

第四条

この議定書の附属書をもって、協定附属書に代える。

第五条

1 この議定書は、各締約国によりその国内法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

2 この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十四年一月三十日にヤンゴンで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

沼田幹男

ミャンマー連邦共和国政府のために

テイン・ナイン・トウン

附属書

- 1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
 - (a) 東京―香港及び（又は）マニラー―ベトナム内の二地点、カンボジア内の二地点及び（又は）ラオス内の一地点―シンガポール―クアラルンプール及び（又は）ペナン―バンコク―ミャンマー連邦共和国内の地点
 - (b) 日本国内の地点―中間の地点―ミャンマー連邦共和国内の地点―以遠の地点
- 2 ミャンマー連邦共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
 - (a) ミャンマー連邦共和国内の地点―バンコク及び（又は）チェンマイ―クアラルンプール及び（又は）シンガポール―ラオス内の一地点、カンボジア内の二地点及び（又は）ベトナム内の二地点―香港及び（又は）マニラー―東京
 - (b) ミャンマー連邦共和国内の地点―中間の地点―東京以外の日本国内の地点―以遠の地点
- 3 いずれか一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が行う協定業務は、当該一方の締約国の領域内の

一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たりその指定航空企業の選択によつて省略することができる。